

必要書類一覧表

特定生産緑地に指定を希望する場合

書類	部数	取得先	備考
特定生産緑地指定申請兼同意書	1部	都市計画課窓口 都市計画課ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者（代表者）は、土地の所有者です。 ・土地が共有の場合は、代表者の方がとりまとめてください。 ・<u>一筆ごと</u>に作成してください。 ・押印（実印）漏れがないようご注意ください。
土地登記事項証明書 （全部事項証明書）	1部	法務局（富田林支局）	<ul style="list-style-type: none"> ・3ヶ月以内に発行された最新のものをお持ちください。
印鑑登録証明書 （原本）	1部	市民課	<ul style="list-style-type: none"> ・3ヶ月以内に発行された最新のものをお持ちください。 ・農地等利害関係人が複数の場合は全員分必要です。
現地の写真	1部		<ul style="list-style-type: none"> ・農地として管理されていることがわかるように農地の全体が確認できるもの。
位置図	1部		<ul style="list-style-type: none"> ・地図等に特定生産緑地の指定を希望する農地を色ペンで囲んでください。

※代理人が提出する場合に追加で必要となる書類

委任状	1部	都市計画窓口 都市計画課ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>代理人が提出する場合に必要です。</u> ・委任者の欄には実印を押印してください。
-----	----	-----------------------	--

※相続等で農業従事者に変更がある場合、変更届出が必要になる場合があるので、ご相談ください。

※農地等利害関係人とは、所有者、抵当権者、借地権者等の登記簿に記載されている土地の権利者や小作権者等の土地に権利が設定されている全ての方が対象となります。